

重要

**JCCI特定原産地証明書発給システムへの統合に伴う
日メキシコ協定に基づく特定原産地証明書の発給申請の取扱い**

～メキシコシステムで現料金体系での発給は、4月1日までの発給申請となります～

平成21年3月25日
日本商工会議所国際部

- ・ 本年4月3日（金）17時をもちまして、日本・メキシコEPA特定原産地証明書発給システム（以下、メキシコシステム）が停止となります。
- ・ 日メキシコ協定に基づく特定原産地証明書につきましては、4月6日（月）からJCCI特定原産地証明書発給システムでの発給となります。
※4月4日～5日は、データの移管のため、両発給システムを停止します。

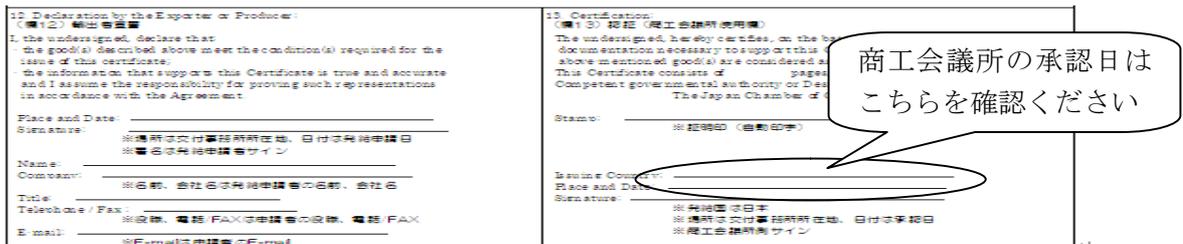
日メキシコ協定に基づく特定原産地証明書の発給申請の取扱いについて、

- ・ **メキシコシステムにおいて、現料金体系での発給を希望される方は、4月1日（月）までに、発給申請を完了願います。**
- ・ メキシコシステムにおいて、4月3日（金）までに、交付準備が整った案件につきましては、現料金体系で発給いたします。
- ・ 証明書の発給申請をいただいてから交付準備が整うまでに、審査等で時間がかかります。（不備があれば確認連絡させていただきます。）
- ・ 4月6日（金）以降の証明書につきましては、JCCI特定原産地証明書発給システムから、全協定共通の新料金体系での発給となりますので、何卒よろしくご理解の程お願いいたします。

<新料金体系>（JCCI 特定原産地証明書発給システム、全協定共通）
 基本料金 2,000 円 + 証明書掲載製品数 × 加算単価 500 円
 （製品利用回数 21 回目からは、加算単価 50 円）
 ※4月3日までに、メキシコシステムで証明書発給に至った製品は、4月6日以降、JCCI 特定原産地証明書発給システムでは加算単価 50 円で利用可能です。

<参考> 特定原産地証明書における新旧料金体系の判断基準

特定原産地証明書の右下に記載される「商工会議所の承認日」（以下のイメージ参照）が4月3日までのものが旧料金体系対象、6日以降のものが新料金体系対象となります。



**<本件問合せ先> 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
(TEL) 03-3283-7850**